

生駒市職員による求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、求職者等の求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止し、求職者等が安心して求職活動等を行うことができる環境を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び常勤の特別職の職員をいう。
- (2) 求職者等 求職者及び求職者以外の者であつて、本市の実施する職員の採用に資する活動に参加する者や、教育実習その他の実習を受ける者をいう。
- (3) 求職活動等 求職者が行う求職活動及び求職者に類する者が行う採用面接、職員採用説明会、職場訪問、インターンシップ、採用に関する面談等の職業の選択に資する活動をいう。なお、対面による活動のほか、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われる活動も含む。
- (4) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメント 求職活動等において行われる求職者等の意に反する職員の性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該求職者等が求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じることをいう。
- (5) 性的な言動 性的な内容の発言及び性的な行動を指し、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を要求すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画等を配布することその他これらに類する言動等をいう。

(市の責務)

第3条 市は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知と啓発をすること。
- (2) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行った者については、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分等の対象とすること。
- (3) 求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、職員及び求職者等に周知と啓発をすること。
 - ア 面談、面接その他の活動を行う時間及び場所
 - イ 面談、面接その他の活動の実施体制
 - ウ 求職者等との連絡に使用する方法及び通信手段
 - エ 職員が求職者等と接する場合の留意事項
- (4) 相談窓口を設置し、相談に適切に対応するための体制を整備すること。
- (5) 求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた場合に、迅速かつ

適切に対応すること。

(6) 市は、求職者等に対し、求職活動等に関する留意事項等をホームページ、募集案内その他適切な方法により周知すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、求職者等が安心して求職活動等を行うために必要な措置を講ずること。

(職員の責務)

第4条 職員は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントについて関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払わなければならない。

2 職員は、本市が実施する研修その他の求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止のための取組に協力しなければならない。

(相談窓口)

第5条 市は、求職者等からの相談又は申出に対応するための相談窓口を設置し、求職者等に周知するものとする。

2 相談窓口は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが現実には生じている場合に限らず、その発生のおそれがある場合又は該当するか否かが明確でない場合においても、相談に応じるものとする。

3 相談窓口の担当者は、求職者等の心身の状況、当該言動を受けた際の認識その他求職者等の事情に配慮し、求職者等の意向を確認しながら対応するものとする。

(相談への対応)

第6条 市は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに係る相談の申出があった場合において、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認するものとする。

2 事実関係の確認は、求職者等及び行為者とされる者の双方から事情を聴取することを基本とし、求職者等及び行為者とされる者その他関係者のプライバシーに十分配慮するものとする。

3 市は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実を確認したときは、行為者に対し、事案の内容及び状況に応じ、必要な指導、担当変更、接触制限その他の措置を講ずるものとする。

(再発防止)

第7条 市は、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントが生じた事実が確認された場合は、関係職員への再周知、研修、実施方法の見直しその他再発防止に必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第8条 相談等への対応、事実関係の確認その他求職者等セクシュアルハラスメントに関する業務に従事する職員は、職務上知り得た求職者等、関係者その他の個人情報及び秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

2 前項の規定は、当該職務を離れた後も同様とする。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 市は、職員が求職活動等におけるセクシュアルハラスメントに関する相談又は申出をしたこと、事実関係の確認に協力したことその他正当な行為をしたこ

とを理由として、当該職員等に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(施行の細目)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 9 月 17 日から施行する。